

【令和元年10月11日版（未定稿）】

今後、関係機関との調整により事業内容等が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (被災農業者支援型)

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。）、台風第17号により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援します。

### Point

- 1 農業用施設・機械の復旧を行い、営農を再開する農業者の方への支援です。
- 2 農産物の生産・加工に必要な施設（農業用ハウス、果樹棚、畜舎、加工施設等）の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用について助成します。
- 3 農産物の生産に必要な施設や農業用ハウス等に流入した土砂の撤去費用についても助成します。
- 4 農業用ハウス等（果樹棚、畜舎等）の補強についても強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）により助成します。
- 5 被害を受けた日以降の取組（着工）（※）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。

（※）① 施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真  
② 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします。

### お問い合わせ先

本事業による支援は市町村を通じて行われます。

本事業の詳細や地方公共団体の追加支援などは、被災した施設の所在する市町村・県の農政担当部局や以下の九州農政局へお問い合わせ下さい。

[農林水産省九州農政局]

経営・事業支援部経営支援課

096-211-9111(内線4495、4493)

[農林水産省本省]

経営局経営政策課担い手総合対策室

03-6744-2148 (直通)

# 施設の再建・修繕等について

## 1 助成の対象となる事業内容

### (1) 農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕（必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む）

(例)：農業用ハウス、果樹棚、畜舎、堆肥製造施設、農業用施設（農機具格納庫や農業資材庫）、加工施設、加温用ボイラー、搾乳機、水耕栽培用ベンチなど

### (2) 農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕

(例)：トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機など

※ 1 以下のものは対象となりません。

- ・ 農業生産・加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）
- ・ 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
- ・ 消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）

※ 2 施設の強度の向上は別途、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）や持続的生産強化対策事業、農業用ハウス強靱化緊急対策事業で実施可能です。（3ページ参照）

※ 3 施設の規模拡大等を行うことも可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。

※ 4 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも可能です。

## 2 助成を受けるための主な要件

地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）又は金融機関からの融資を受けていることが必要です。

## 3 助成率

- ・ 園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて 最大1/2
  - ・ 園芸施設共済未加入の場合は 最大3/10
  - ・ 農業用機械・畜舎等（園芸施設共済の加入対象施設以外）は 事業費×3/10以内
- ※ 残りの部分については、地方公共団体が一部負担します。

# 施設等の撤去について

## 1 助成の対象となる事業内容

- (1) 被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、運搬、処理等
- (2) 土砂、土砂混じりがれき（ガラス片を含む）等の運搬・処理等

## 2 助成を受けるための主な要件

国の助成金の額以上を地方公共団体が助成していることが必要です。

## 3 助成率

助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用のいずれか低い額 × 3/10（園芸施設共済に加入している場合は共済金の国費相当額を合わせて最大1/2）

※ 残りの部分については、地方公共団体が一部負担します。

- 撤去については、被災した農業用ハウス等が生活環境保全上の支障がある場合、市町村が実施する環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合があります。まずは市町村にご相談ください。
- 土砂等の撤去については、農地災害復旧事業の対象とならない場合（5 cm未満の堆積）に助成します。

**注 実際を支払われる補助金額は、各地方公共団体の助成金額や園芸施設共済の加入状況等により異なります。**

**農業用ハウスなど園芸施設共済の引受対象となる施設の場合は、事業完了後に園芸施設共済等への加入が必要です。**

# 農業用ハウス等を補強する取組への支援

(強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)による追加支援)

※ 被災農業者支援型と一体で申請可能です。

## 1 助成の対象となる事業内容

**被災した農業用ハウス、果樹棚及び畜舎等の再建・修繕を契機として、当該ハウス等の補強に取り組む場合に支援(必要な資材を購入して自ら補強する場合を含む)**

(例): ハウスのアーチ部分へのタイバー・アーチ構造の骨材の組み入れ、パイプ・支柱等の追加など

※ 再建するに当たり、補強材を組み込んだハウス等に立て直す場合も対象

※ 1 以下のものは対象となりません。

- ・ 事業費が50万円未満のもの
- ・ 消耗品

※ 2 気象災害等に対応するための補強以外は、対象外になります(床面のコンクリート化など)。

※ 3 施設の規模拡大部分への補強については、自己負担となります。

## 2 助成対象者

**適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等**

## 3 助成を受けるための主な要件

**金融機関からの融資又は地方公共団体の支援を受けていることが必要です。**

## 4 成果目標

**【必須目標】と【事業関連取組目標】の設定が必要です。**

【必須目標】

① 付加価値額(収入総額-費用総額+人件費)の拡大

【事業関連取組目標】(②~⑦から1つ以上)

② 経営面積の拡大、③ 農産物の価値向上、④ 単位面積当たり収量の増加、⑤ 経営コストの縮減、  
⑥ 農業経営の複合化、⑦ 農業経営の法人化

## 5 助成率

**事業費×3/10以内**

※ 助成対象者ごとの助成金の上限額は300万円です。

注 実際に支払われる助成額は、各地方公共団体の助成金額等により異なります。

**農業用ハウスの補強については、次の事業でも支援します。**

### ① 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援事業)

助成対象者: 被災農業者

事業実施主体: 市町村、農業者団体等

支援内容: 資材の共同購入費の助成

補助率: 1/2以内

### ② 農業用ハウス強靱化緊急対策事業

助成対象者: 農業者(復旧ハウスのほか、既存のハウスの補強も対象)

事業実施主体: 都道府県、市町村、農業者団体等

支援内容: 補強に必要なパイプ等の資材費、業者が施工する場合の経費等の支援

補助率: 1/2以内

お問い合わせ先: ① 生産局総務課生産推進室 03-3502-5945 (直通)

② 生産局園芸作物課 03-3593-6496 (直通)